

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：東御市公共下水道事業特別会計

事業名	東御市公共下水道事業（下水道事業）		
事業開始年月日	平成3年3月25日	地方公営企業法の適用・非適用	□適用 ■非適用
団体名	東御市	職員数（H19.4.1現在）	6
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	472 (H18)	公営企業債現在高（百万円）	13,300
累積欠損金（百万円）	-	利益剰余金又は積立金（百万円）	-
不良債務（百万円）	-	財政力指数	0.489
資金不足比率（％）	-	実質公債費比率（％）	16.8 (H19)
		経常収支比率（％）	87.6 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成16年4月1日 合併前市町村：小県郡東部町・北佐久郡北御牧村] 平成16年4月1日に市町村合併をしたが、公共下水道事業は旧東部町でのみ行われていたため、公営企業の合併は行われていない。 （平成18年年度末数値） 排水区域面積：765ha 現在処理区域内人口：18,293人 現在水洗便所設置済人口：16,335人

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画（東御市公共下水道事業）
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	東御市長 土屋哲男
既存計画との関係	「集中改革プラン」平成18年度から平成22年度
公表の方法等	東御市ホームページで公表、および市議会全員協議会（19年12月予定）で報告。
基本方針	建設事業が概ね完了し維持管理が主体となったことから、市が運営するすべての下水道事業に対して平成20年度（予定）より公営企業法を適用し経営の透明性を高める。 法適用により詳細な経営状況の分析が可能となることから、効率的な事業運営に務めるとともに適正な使用料徴収による経営の安定を目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	209	706	1	915
	補償金免除額	34	177	1	211
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	133	92	1	225

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債（公共）	208,703	705,191	796	914,690
合 計 (A)		208,703	705,191	796	914,690
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		208,703	705,191	796	914,690

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債（公共）	132,338	91,103	630	224,071
合 計 (A)		132,338	91,103	630	224,071
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		132,338	91,103	630	224,071

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容		
財務上の特徴	<p>東御市の下水道事業普及率は、集合処理92.9%、個別浄化槽7.2%で普及率100%を達成している。公共下水道事業は平成3年に供用を開始し、浄化センター及び污水管渠の整備は平成13年度に概ね完了し、現在は農地転用等に伴う污水管渠延長を実施し、普及率は57.1%（整備率100%）、水洗化率は89.3%（H19.3.31）となっている。</p> <p>平成17年度からは公営企業借換債により支払金利の低減に取り組んでいるが、現在が起債償還のピークであることから、必然的に一般会計からの繰入金もピークの状態となっている。</p> <p>一方、事業の透明性を高め効率的な事業運営を図るため、平成20年度（予定）に公営企業法を適用（全部適用）し、健全経営の早期実現を目指している。</p>		
経営課題	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>使用料の適正化</td> </tr> </table> <p>公営企業法適用に向けて平成18年度に市内全域の下水道（公共・特環・農集）使用料金を統一し、合併に伴う使用料の地域格差の是正を図ったが、現在の使用料は20m³で3,202円と最低水準は達成しているものの、分流式に係る基準内繰入を除いた使用料回収率は約4割に過ぎず、污水处理原価の約7割程度の使用料水準である。</p>	課 題	使用料の適正化
	課 題	使用料の適正化	
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>施設修繕・更新費用の平準化</td> </tr> </table> <p>供用開始から16年が経過し、今後浄化センターの設備を中心に更新が必要な機器が増加する時期となったことから、更新・修繕費用を平準化して経営を安定化させる必要がある。</p>	課 題	施設修繕・更新費用の平準化
	課 題	施設修繕・更新費用の平準化	
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>維持管理コストの削減</td> </tr> </table> <p>汚水流入量の増加に比例して処理場運転経費と汚泥搬出費用も増加している。既に処理場運転管理の包括委託を実施しているものの、電気料等が包括できていない状況から、委託内容の見直しやきめ細かな運転管理により一層のコスト削減を図る。</p>	課 題	維持管理コストの削減
	課 題	維持管理コストの削減	
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>未収使用料の収納対策の強化</td> </tr> </table> <p>収納率は99%の水準を維持しているが、更に収納対策を強化し未収金の縮減に取り組む必要がある。</p>	課 題	未収使用料の収納対策の強化
	課 題	未収使用料の収納対策の強化	
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>水洗化の促進</td> </tr> </table> <p>高齢化や生活困窮を理由に未水洗化世帯が未だに約10%あり、市独自の利子補給事業を講じてはいるものの水洗化率の伸びが横ばいとなっており、引き続き水洗化の普及対策が必要である。</p>	課 題	水洗化の促進	
課 題	水洗化の促進		
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>未収使用料の収納対策の強化</td> </tr> </table> <p>収納率は99%の水準を維持しているが、更に収納対策を強化し未収金の縮減に取り組む必要がある。</p>	課 題	未収使用料の収納対策の強化	
課 題	未収使用料の収納対策の強化		
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>水洗化の促進</td> </tr> </table> <p>高齢化や生活困窮を理由に未水洗化世帯が未だに約10%あり、市独自の利子補給事業を講じてはいるものの水洗化率の伸びが横ばいとなっており、引き続き水洗化の普及対策が必要である。</p>	課 題	水洗化の促進	
課 題	水洗化の促進		
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>未収使用料の収納対策の強化</td> </tr> </table> <p>収納率は99%の水準を維持しているが、更に収納対策を強化し未収金の縮減に取り組む必要がある。</p>	課 題	未収使用料の収納対策の強化	
課 題	未収使用料の収納対策の強化		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	625	625	641	660	1,062	1,060	1,059	1,009	997	993
	(1) 営 業 収 益 (B)	288	291	305	313	318	320	323	339	351	354
	ア 料 金 収 入	288	290	303	310	314	315	316	329	342	343
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他	(0)	(1)	(2)	(2)	(4)	(4)	(7)	(10)	(9)	(11)
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 益	337	335	337	347	744	740	736	670	645	640
	ア 他 会 計 繰 入 金	325	333	336	347	744	740	734	670	645	640
	イ そ の 他	11	2	0	0	0	0	2	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	625	610	657	611	599	589	557	539	526	507
	(1) 営 業 費 用	151	148	206	177	185	194	180	181	186	187
	ア 職 員 給 与 費	26	25	29	33	34	28	28	28	28	28
	ウ ち 退 職 手 当										
	イ そ の 他	125	123	177	144	151	167	152	153	159	160
(2) 営 業 外 費 用	474	463	451	433	414	395	377	359	340	320	
ア 支 払 利 息	0	0	2	2	4	4	4	4	5	5	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	474	462	449	431	410	391	373	355	335	315	
イ そ の 他	0	0									
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	15	△ 15	49	463	470	502	470	471	487	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	541	534	578	755	255	154	1,099	372	117	126
	(1) 地 方 債	177	71	66	159	102	20	35	33	15	21
	(2) 他 会 計 補 助 金	297	404	462	487	128	124	1,044	322	97	92
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	15	26	17	42	0	5	15	13		7
	(6) 工 事 負 担 金	52	33	32	67	26	5	5	5	5	5
	(7) そ の 他										
	2 資 本 的 支 出 (G)	542	535	578	802	718	644	1,601	842	587	612
	(1) 建 設 改 良 費	226	138	135	202	64	57	84	79	47	61
	ウ ち 職 員 給 与 費	23	27	27	26	26	26	26	26	26	26
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	316	398	443	600	654	587	1,517	763	541	551
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 1	△ 2	0	△ 47	△ 463	△ 490	△ 502	△ 470	△ 471	△ 487	

(単位:百万円, %)

区 分	年 度					平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)					
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1	13	△ 15	2	0	△ 20	0	0	0	0
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	21	20	33	18	20	20				
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	20	33	18	20	20	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支										
黒 字 (P)	20	33	18	20	20	0	0	0	0	0
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	66	62	58	55	85	90	51	77	93	94
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	288	291	305	313	318	320	323	339	351	354
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	14,996	14,669	14,293	13,852	13,300	12,733	11,251	10,521	9,995	9,465
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	14,996	14,669	14,293	13,852	13,300	12,733	11,251	10,521	9,995	9,465
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)					
収 益 的 収 支 分	325	333	338	349	747	740	734	670	645	640
うち基準内繰入金	225	244	280	349	745	732	734	670	645	640
うち基準外繰入金	100	89	58		2	8				
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	101	89	58							
資 本 的 収 支 分	297	404	462	487	128	124	1,044	322	97	92
うち基準内繰入金	72	109	119	128	128	122	115	114	97	92
うち基準外繰入金	225	295	343	359		2	929	208		
うち赤字補てん的なもの	203	264	322	336						

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	42	41	39	38	74	95	102	99	96	96	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	66	62	58	55	85	90	51	77	93	94	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	52	53	53	53	70	70	69	66	65	64
	うち基準内繰入金 (%)	36	39	44	53	70	69	69	66	65	64
	うち基準外繰入金 (%)	16	14	9		0	1				
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)	16	14	9							
	資本的収入分 (%)	55	76	80	65	50	80	95	87	83	73
	うち基準内繰入金 (%)	13	20	21	17	50	80	10	31	83	73
	うち基準外繰入金 (%)	42	55	59	48		1	85	56		
	うち赤字補てん的なもの (%)	38	50	56	45						

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>町村合併が行われたため、平成12年度以降料金改定が実施されていないことから、現在の使用料は20m³あたり3,202円と指標とする水準をわずかに上回る程度であるが、公営企業法適用(平成20年度予定)により経営状況が明確となることから、速やかに料金改定(平成21年度予定)に向けた事務を進めることとする。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>現在が起債償還のピークであることから、一般会計からの繰入金もピークとなっている。今後においても繰出基準に従い一般会計からの繰入を行う。なお、今回の補償金なし繰上償還については一般会計繰入金(基準外)により繰上償還を行い、後年度の繰入金縮減を図る。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>汚水関係では処理場および管渠の整備はほぼ終了し、現在は農地転用等に伴う管渠延長が主な建設改良事業となっている。また、処理場等の設備更新についても大規模な計画は概ね2015年以降を予定している。 雨水排水対策は2007～8年に計画する排水路整備をもって当面新設の計画はない。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>有収水量を年0.3%増と見込み、平成21年10月より料金を7.5%増額改定する。管理運営費は年0.5%増と見込み、人件費は53,400千円で横ばい。建設改良事業は単独管渠工事として毎年21,000千円(負担金5,000千円・起債15,000千円・単費1,000千円)を見込む。更に19年度雨水設計(補)10,000千円、20年度事業評価(補)10,000千円・雨水工事(補)20,000千円/(単)7,000千円、21年度雨水工事(補)25,000千円/(単)7,000千円、23年度に浄化センター更新に係る設計14,000千円を上乗せとする。起債の繰上償還は一般会計繰入金(財源:減債および財調)により全額繰上償還として試算。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>18年度に決定した東御市定員適正化計画により平成18年度から23年度までに職員を338人から318人に削減する、削減者数は20人で削減率は5.9%で計画をしている。 また、公共下水道事業にあつては、組織改編(支所窓口の閉鎖)に伴い平成19年度より1名減となっている。</p> <p>国家公務員に準じた俸給表の見直しを18年4月に実施した。既存の人事評価制度の見直しを計画し、能力及び実績に基づいて人事管理を図る。地域手当の支給は行っていない。</p> <p>技能労務職員は平成19年4月1日現在9名(用務員1名、学校給食員6名、保育園給食員2名)がおり、平均給料は334,000円、平均年齢は53.6歳です。ここ十数年採用がなく、今後も退職者不補充を継続する予定です。以上のような技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針を総務省様式に準じ、ホームページ上で平成19年度中に公表予定です。 なお、本会計においては技能労務職はなく、今後も採用の計画はない。</p> <p>退職時特昇は実施していない。</p> <p>財政面での市の負担割合軽減を進める(18年度において負担割合を4/1000から3/1000に見直し)一方で、メンタルヘルスなどを重視して取組む。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>(課題②・課題③) 公営企業法の適用により上水道事業との組織統合を図ることにより、料金賦課徴収等の業務を外部委託とする方向性の検討を進める。 また、処理場経費の削減については、既に包括委託(レベルⅡ)として効率的な運転管理を目指しているが、汚水流入量の増加に伴う運転経費の増は回避できない状況にあることから、修繕等維持費の効率的な投資により経費の縮減を図る。</p> <p>(課題③) 平成17年度から処理場の運転管理を包括委託(レベルⅡ)とした。これにより消耗品等の調達に係る事務の軽減が図られたことから、不明水の原因究明等のこれまでに取り組めなかった課題に取り組む。 また、包括委託の委託料については作業実績の分析により一層の削減に取り組む。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	(課題①・課題④・課題⑤) 適正な料金水準を算出するために、財務分析が容易な会計方式への転換(公営企業法適用)を図り、計画的な料金改定の実施により歳入不足の解消を図る。なお、公営企業法の適用は平成20年度、料金改定は平成21年度中を予定している。また、未納料金の回収と水洗化促進についてもこれまでに引き続き取り組む。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	 上下水道事業に関する審議(上下水道事業運営審議会:常設)へ報告およびホームページにより財務諸表の公表を行う。 19年度から政策管理制度を導入した、この制度を活用することにより重点事業の明確化、その他の事業の見直しを図り、重点事業は拡大し、不要な事業は縮小(廃止)する等メリハリのある予算編成を実施し、更なる行財政改革を推進する。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	(IV-1) 18年度に決定した東御市定員適正化計画により平成18年度から平成23年度までに職員を338人から318人(削減率は5.9%)に削減をする。また市議会議員定員も20年度改選より22人から19人になる。 なお、公共下水道事業にあっては、組織改編(支所窓口の閉鎖)に伴い平成19年度より1名減となった。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	(IV-3) 平成20年度(予定)より、集合処理を行うすべての下水道事業に公営企業法を適用する。これにより経営分析が詳細に行えるほか、適正な料金算定の基礎数値の把握が容易になることから、法適用後すみやかに料金改定に着手し収入の確保に取り組む。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	(IV-2・IV-3) 今回の補償金なし繰上償還により、高利率な起債の繰上償還を行い、後年度の繰入金縮減を図る。また、雨水公費・汚水私費の原則に基づき、適正な料金水準を確保し繰出金の縮減に努める。 なお、平成18年度および19年度の基準外繰入は法適化経費に対する基準外繰入であり、今後は平成18年度より設けられた「分流下水道等に要する経費」により基準外繰入の考え方が変わったことから、法適化完了以降は基準外繰入を行う予定はない。また、本制度により繰上償還を実施するための繰入金については、資本費分の基準外繰入として計上した。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	18,065	18,029	18,059	18,218	18,293		18,300	18,350	18,400	18,450	18,500		
	A 増減	101	△ 36	30	159	75	329	7	50	50	50	50	207	
	水洗便所設置済人口(人)	15,133	15,447	15,737	16,094	16,335		16,360	16,423	16,486	16,550	16,613		
	B 増減	553	314	290	357	241	1,755	25	63	63	64	63	278	
	水洗化率(%)	83.8	85.7	87.1	88.3	89.3		89.4	89.5	89.6	89.7	89.8		
	C 増減	2.6	1.9	1.5	1.2	1.0	8.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5	
	有収水量(㎡)	1,709,166	1,725,321	1,781,439	1,841,295	1,848,735		1,854,281	1,859,843	1,865,422	1,871,018	1,876,631		
	D 増減	86,846	16,155	56,118	59,856	7,440	226,415	5,546	5,562	5,579	5,596	5,613	27,896	
	② 使用料単価(円/㎡)	168.6	168.1	170.0	168.5	169.9		169.9	169.9	176.3	176.3	182.7		
	(使用料収入/有収水量)	7.3	△ 0.4	1.9	△ 1.5	1.4	8.7	0.0	0.0	6.4	6.4	0.0	12.7	
	③ 料金改定率(%)									7.5				
	(料金改定実施年度に記載)	F 増減						0.0						
④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	99.3	99.2	99.2	99.1	98.6		99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2		
G 増減	0.0	△ 0.1	0.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.7	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
④ その他()	H 増減													
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	48,060	48,466	43,558	44,717	45,422		53,296	53,967	58,169	62,508	62,951		
	増減	15,320	406	△ 4,908	1,159	705	12,682	7,874	671	4,202.5	4,339	4,42.8	17,529	
	職員数(人)	6	6	7	7	7		6	6	6	6	6		
	増減	△ 2	0	△ 1	0	0	△ 1	△ 1	0	0	0	0	△ 1	
	管理運営費(千円)	941,068	1,008,094	1,099,793	1,211,077	1,252,512		1,168,928	2,073,598	1,302,790	1,066,666	1,058,171		
	I 増減	26,449	67,026	91,699	111,284	41,435	337,893	△ 83,584	904,670	△ 770,808	△ 236,124	△ 8,495	△ 194,341	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	52.1	55.9	60.9	66.5	68.5		63.9	113.0	70.8	57.8	57.2		
	(I/A)	J 増減	1.2	3.8	5.0	5.6	2.0	17.6	△ 4.6	△ 42.2	△ 13.0	△ 0.6	△ 11.3	
	汚水処理原価(円/㎡)	401.5	413.7	431.8	440.0	230.5		178.7	166.9	178.6	190.8	189.9		
	(汚水処理経費/有収水量)	K 増減	124.1	12.2	18.1	8.2	△ 209.6	△ 47.0	△ 51.8	△ 11.7	11.7	△ 0.8	△ 40.5	
	汚水処理原価(維持管理費)(円/㎡)	88.1	85.6	115.8	96.3	99.0		104.2	100.2	103.1	103.1	103.2		
	(汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	L 増減	△ 40.7	△ 2.5	30.2	△ 19.5	2.7	△ 29.8	5.2	△ 4.0	0.1	2.8	0.1	
⑥ その他()	M 増減													
⑦ 使用料回収率(%)	42.0%	40.6%	39.4%	38.3%	73.7%		95.1%	101.8%	98.7%	95.8%	96.2%			
(E/K×1,000)	増減	4.6	0.0	0.0	0.0	0.4	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0		
⑧ 累積欠損金比率(%)														
⑨ 企業債現在高(百万円)	14,996	14,669	14,293	13,852	13,300		12,733	11,251	10,520	9,994	9,464			
増減	139	327	377	441	552		567	1,462	731	526	530			
収入の確保	使用料収入	288,102	290,070	302,896	310,338	314,134		315,076	316,021	328,855	341,764	342,789		
	改善額(千円)	25,846	27,076	38,440	47,711	51,072	190,145	52,014	52,959	65,793	78,702	79,727	329,195	
	①有収水量の増加	25,846	27,076	38,440	47,711	51,072	190,145	52,014	52,959	53,907	54,858	55,812	269,550	
	②使用料の適正化									11,886	23,844	23,915	59,645	
③収納率の向上														
④その他()														
改善額(千円)														
経営の効率化	管理運営費	941,068	1,008,094	1,099,793	1,211,077	1,252,512		1,168,928	2,073,598	1,302,790	1,066,666	1,058,171		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	49,155	51,406	56,816	59,385	59,951		53,400	53,400	53,400	53,400	53,400		
	改善額(千円)	8,570	6,319	909	△ 1,660	△ 2,226	11,912	4,325	4,325	4,325	4,325	4,325	21,625	
	⑤職員給与費の適正化	8,570	6,319	909	△ 1,660	△ 2,226	11,912	4,325	4,325	4,325	4,325	4,325	21,625	
	維持管理費(上記以外)の適正化													
	うち職員給与費中の退職手当													
⑥その他()														
改善額(千円)														
計画前5年間改善額 合計							202,057						改善額 合計	350,820
													(参考) 補償金免除額	210,908

○計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

- 使用料適正化の考え方 平成20年度より公営企業法を適用し、詳細な経営分析を行い、早期に適正な料金水準へと料金改定を行う。
- 民間委託の取組状況 処理場の包括委託は既に実施をしており、今後は包括する委託内容の充実(電気料・修繕費等)を図ることにより、コスト削減を目指す。
- その他に記載された項目に関する取組等